

令和2年5月26日
9時00分 入札室

第15回高岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議

- 1 市内の感染者の発生状況について
- 2 学校の再開について
- 3 保育園・認定こども園・放課後児童クラブ等の登園・利用自粛の協力依頼の解除について
- 4 6月1日（月）に開館する施設
- 5 水道料金の減免について
- 6 ひとり親家庭臨時給付金事業について

新型コロナウイルスの感染拡大にかかる本市の対応について

本市では、第15回高岡市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、以下のことを決定しました。

1 学校の再開について . . . **資料1**

高岡市立の小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校においては、新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、6月1日（月）から学校を再開します。

2 保育園・認定こども園・放課後児童クラブ等の登園・利用自粛の協力依頼の解除について

施設内の消毒などの感染防止対策や子どもの健康管理などを実施し、保育園・認定こども園・放課後児童クラブ等については6月1日（月）から登園・利用自粛の協力依頼を解除します。

3 6月1日（月）に開館する施設 . . . **資料2**

これまで休館としてきた市所管施設のうち、各施設における感染リスクを鑑み、基本的な感染予防対策の実施体制を整備した施設について、別紙のとおり6月1日（月）から開館します。

4 水道料金の減免について . . . **資料3**

市内事業者の事業活動を支援するため、7月検針分から6ヵ月分の水道の基本料金を免除します。対象となるのは、「業務用」「浴場営業用」の水道利用者です。（国や地方公共団体の機関及び施設を除く）

今回の免除については、お客様の手続きは不要です。

5 ひとり親家庭臨時給付金事業について . . . **資料4**

経済的負担の影響を大きく受けるひとり親家庭を支援するため、市単独事業として児童扶養手当受給者に給付金3万円を支給します。

対象となるのは、令和2年4月30日時点の児童扶養手当受給者です。お手続きは不要となっており、6月中旬頃に児童扶養手当の振込口座に支給いたします。

高岡市新型コロナウイルス感染症対策本部
TEL : 0766-20-1229 FAX : 0766-20-1549

6月1日（月）から高岡市立学校を再開します

－ 「学校の新しい生活習慣」、新たな日常の定着へ －

高岡市立の小学校、中学校、義務教育学校においては、5月18日（月）から分散登校を行うとともに、特別支援学校では個別の対応に努め、学校の再開に向けて児童生徒の生活リズムづくりや学力補充に取り組んできました。

本市では、国や県の動向や、5月1日（金）以降、市内で新たな感染者が確認されていないことを踏まえ、各学校において新型コロナウイルス感染症対策を十分に行いながら、6月1日（月）から学校を再開することとしました。

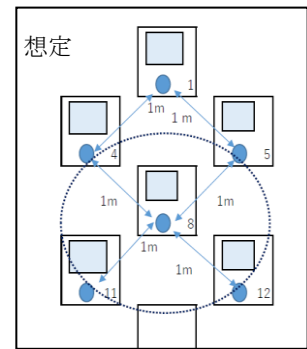
また、授業時数を確保するため、夏季休業を短縮するとともに、遠隔授業システム等のICTの教育環境を活用した指導・支援を引続き実施します。

1 対象の学校 小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校

2 学校再開の期日 令和2年6月1日（月）

3 教室環境への配慮

- (1) 「三つの密」の排除など基本的な感染防止対策の徹底
- (2) 児童生徒間の座席の間隔の確保
 - ・普通教室での学習を基本とし、児童生徒間の間隔が1m以上となるよう座席を配置する。
 - ・間隔を確保できない場合は特別教室等を使用する。
- (3) 共用物については消毒を行うなど衛生に配慮する。



4 教育活動への配慮

- (1) 感染リスクが高いと考えられる活動は段階的に再開
 - ・児童生徒が長時間、密集又は近距離で活動するグループ学習、近距離での合唱や調理実習、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動などは、感染状況を確認しながら再開する。
- (2) 宿泊を伴う宿泊学習等は当面は実施を見送る。
- (3) 給食は衛生管理を徹底し、第1週の簡易給食から通常給食へと順次再開
 - ・児童生徒全員の食事前後の手洗いを徹底、飛沫が飛ばないように会話を控える。
 - ・配膳を行う児童生徒は白衣、マスク、使い捨て手袋等を着用、衛生管理を徹底
 - ・小学校低学年の配膳は、再開当初は教職員が実施
 - ・各自の机上に飛沫飛散防止のための簡易パネルを配置
- (4) 部活動
 - ・第1週は部活動編成などの準備期間、第2週以降、感染に配慮した新たな活動を実施

5 学校の新たな生活習慣づくりに向けた取り組み

- (1) 毎朝、家庭で検温と健康観察の実施や不調時の自宅での休養
- (2) マスクの着用、手指消毒やこまめな手洗い、咳エチケット
- (3) 共用部分の衛生管理
- (4) ソーシャルディスタンシング など

6 授業時数の確保のための夏期休業の短縮

8月7日（金）までを1学期とし、8月8日（土）から8月19日（水）までを夏季休業とする。8月20日（木）から2学期を開始する。

市所管施設の開館について【59施設】

資料 2

令和2年5月26日現在

これらの施設については、基本的な感染予防対策を徹底したうえで6月1日(月)から開館します。

| 施設名 | 問合せ先 | | | 対応(利用制限等) |
|------------------------|---------|-----------|---------|--|
| | 施設連絡先 | 所管課連絡先 | | |
| 公園内施設 | | | | |
| おとぎの森館 | 28-6500 | 花と緑の課 | 20-1417 | ※ボールプールは利用できません。 ※フラワールームは利用者数制限あり |
| こどもの家 | 28-6500 | 花と緑の課 | 20-1417 | |
| 森のふれあい館 | 28-6500 | 花と緑の課 | 20-1417 | ※研修室は利用者数制限あり |
| なかよしハウス | 28-6500 | 花と緑の課 | 20-1417 | |
| 高岡古城公園三の丸茶屋<休憩室> | 20-1563 | 花と緑の課 | 20-1417 | |
| レクリエーション施設・観光施設 | | | | |
| 二上まなび交流館 | 21-0001 | 生涯学習・文化財課 | 20-1454 | 宿泊は利用不可(6月15日(月)まで) ※6月1日(月)は休館日です。 |
| とやま・ふくおか家族旅行村 | 65-1177 | 産業建設課 | 64-1426 | ※日帰り入浴のみ利用可 |
| 雨晴マリーナ<研修室> | 44-6130 | 土木維持課 | 30-7288 | |
| 幼児・児童施設 | | | | |
| 伏木児童館 | 44-0595 | 子ども・子育て課 | 20-1393 | |
| 野村児童センター | 23-3893 | 子ども・子育て課 | 20-1393 | |
| 戸出児童センター | 63-2370 | 子ども・子育て課 | 20-1393 | |
| 西部児童センター | 26-1347 | 子ども・子育て課 | 20-1393 | |
| 福岡児童館 | 64-2919 | 子ども・子育て課 | 20-1393 | |
| 高岡子育て支援センター | 28-4114 | 子ども・子育て課 | 20-1379 | ※当面の間、電話による予約者のみ利用可能です。 |
| 福岡子育て支援センター | 64-2090 | 子ども・子育て課 | 20-1379 | |
| 万葉なかよし保育園子育て支援センター | 22-1881 | 子ども・子育て課 | 20-1379 | |
| 福祉施設 | | | | |
| 東部老人福祉センター | 26-3381 | 高齢介護課 | 20-1334 | ※6/1(月)は休館日です。 |
| 伏木老人福祉センター | 44-6323 | 高齢介護課 | 20-1334 | |
| 牧野老人福祉センター | 83-7650 | 高齢介護課 | 20-1334 | |
| 西部老人福祉センター | 31-5558 | 高齢介護課 | 20-1334 | |
| こぶし荘 | 31-2888 | 社会福祉課 | 20-1370 | |
| 教育施設 | | | | |
| 小学校及び中学校 | - | スポーツ課 | 20-1458 | ※体育館・グラウンドの地域開放はいたしません。 |
| その他施設 | | | | |
| 清水町配水塔資料館(旧配水塔) | - | 上下水道局総務課 | 20-1623 | ※事前予約制(予約は利用日の前日まで) ※平日のみ利用可 |

令和2年5月26日
上下水道局

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う水道料金の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている市内事業者の事業活動を支援するため、下記のとおり水道料金（基本料金）を免除します。

1. 対象者

「業務用」及び「浴場営業用」に係る水道利用者
（ただし、国や地方公共団体の機関又は施設を除きます）

2. 対象件数

約5,000件

3. 減免期間

水道の基本料金を7月検針分から6ヵ月分免除します。

《奇数月検針》7月検針分から11月検針分までの基本料金

《偶数月検針》8月検針分から12月検針分までの基本料金

4. 減免額

《業務用の場合》

基本料金（2ヵ月）3,196円×3期分=9,588円（税込み）

《浴場営業用の場合》

基本料金（2ヵ月）2,674円×3期分=8,022円（税込み）

※支援総額 約5,000万円

5. その他

- ・今回の免除については、お客様からの申し込み手続きは必要ありません。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、上下水道料金のお支払いが困難な方には、支払猶予のご相談に応じています。

令和2年5月26日
福祉保健部
子ども・子育て課

ひとり親家庭臨時給付金事業について

1 事業の目的

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、経済的負担の影響を大きく受けるひとり親家庭を支援するため、市単独事業として児童扶養手当受給者に給付金3万円を支給する。

2 給付対象者

令和2年4月30日時点の児童扶養手当受給者

3 給付額

1世帯あたり3万円（児童扶養手当振込口座に振込）

4 対象世帯（見込）

900世帯

5 給付時期

6月中旬予定

6 予算（見込）

27,100千円 ※予備費対応

| | | | |
|------|-----|------------|----------|
| （内訳） | 扶助費 | 給付金 | 27,000千円 |
| | 事務費 | 郵送料、印刷製本費等 | 100千円 |